

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援部 子育て支援課
保育課

緊急事態宣言解除後の保育施設等の利用について

緊急事態宣言が令和 2 年 5 月 2 5 日付けで解除されました。保育施設等の利用につきましては、5 月 2 2 日付けの「事前通知」のとおりですが、改めてお知らせいたします。

保育施設等は感染拡大防止策を行っても、密集、密接になることが避けられず、感染のリスクがないとは言えません。お子様の健康を守るための取り組みであることをご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

- 1 宣言は解除されましたが、国及び東京都は経済活動の再開に伴い、感染が再度拡大することを懸念し、休業要請している施設を段階的に解除するなど感染拡大防止策を継続していくこととしています。

このことから保育施設等は、「休園」及び「緊急事態保育」を終了しますが、**6 月 3 0 日（火）まで「家庭での保育を要請する」対応とし、6 月分の保育料は日割り対応を行います。**勤務先と調整等を行い、可能な限り家庭での保育にご協力をお願いいたします。家庭保育が難しい場合には、登園児童が集中しないよう登園日の間隔をあける、登園時間をずらす、保育時間の短縮などについて取り組んでいただきますようお願いいたします。登園再開に当たっては、施設と十分に連絡を取り合ってください。

- 2 産休・育休明けの復職を条件に入所された児童の保護者の方については、復職期限を令和 2 年 1 0 月 1 日までとしております。

宣言解除後は、育児休業明け等の「慣れ保育」が集中する可能性もあることから、集中する登園時間を避ける、登園日を 6 月以降に先送りするなど、登園日を保育施設とご相談のうえ、復職の延期についてご協力をお願いいたします。

- 3 感染拡大防止の観点から、必ず検温のうえ登園をお願いします。発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は登園しないでください。お子様だけでなく保護者ご自身の健康状態の管理も必ず行ってください。

- 4 勤務先へ区の文書の提出が必要な場合は、葛飾区長発信の 5 月 2 5 日付け「新型コロナウイルス感染予防のため家庭保育等の要請について」をご利用ください。区ホームページからダウンロードできます。